



定例研究会報告要旨

第 2004 回定例研究会報告要旨（1 月 17 日）

中国郷鎮企業の株式合作制に関する 制度的考察

河原 昌一郎

中国郷鎮企業の株式合作制は、1978 年に改革開放政策が実施されて以降、農村経済の開放が進む中で、当時の中国農村の特殊な政治的経済的事情を背景として、現実の実践の中から生じてきたものである。

その特色は、労働力の共同化という社会主義的要請を理念的に満たしつつ、出資金等の株式化によって、企業当事者の権利義務関係の明確化を図ることにあった。そして、その考え方は、集団所有制の下にあった郷鎮企業の組織を改革し、効率的经营を確保する上で有用なものとして政府関係者に受け入れられ、1980 年代半ばには株式合作制の全国的な普及がめざされることとなった。集団所有制の郷鎮企業の改革において、株式合作制の採用は重要な改革手法として位置付けられ、株式合作制に対する期待も大きかった。

このため、政府によって、1987 年から農村改革試験区において株式合作制の試験実施が行われるなど、株式合作制の理念の具体化や制度的整備を図るための努力がなされてきたのであるが、その試みは必ずしも十分に成功しなかった。

本報告においては、上記のような株式合作制をめぐる経緯等を踏まえつつ、中央政府から発出された文件における株式合作制の定義、農村株式合作企業の企業形態、協同組合および株式会社との相違等を検討することによって、

- ① 労働結合と資本結合の同時実施という当初の株式合作制の理念は、現実との妥協と調整の中で修正を余儀なくされ、その具体

化は思うように成功しなかったこと

- ② 郷村集団企業の株式合作化は、所有制の改革の観点からは一定の役割を果たし得たものの、株主の共益権が事実上無視された結果、農民集団による企業支配という面は以前と変わらず、政治と企業との分離、企業の経営合理化等の観点からは不十分な改革にとどまったこと

- ③ 農村株式合作企業の組織原理は企業組合と本質的な点で異なっており、協同組合原則の基本的内容を採用しているものではなく、また、協同組合制の運営原理を保証するものとはなっていないこと

- ④ したがって、株式合作制を協同組合制と株式制とを結合したものとして認識することは適当ではなく、現状では、株式合作制は「従業員が株主となることを特色とする不完全な株式制」とみるほかないこと等を指摘した。

なお、株式合作企業の企業数および従業員数は以前に比較すると大きく減少しており、中国政府の努力にかかわらず、株式合作制は思うように普及、定着していない。こうした現状は、株式合作制が企業の安定的発展には適していないことを事実として示すものであり、株式合作制の今後のあり方についての再検討を迫るものとなっている。

このため、中国政府は、現在では株式合作制を過渡的なものとして位置付け、郷鎮企業の組織改革の方向としては、株式会社または有限責任会社の企業形態を増加させる方針をとるようになっていくとみられる。

ただし、株式合作制は、所有制の改革等の面でその有用性を全く失っているわけではない。郷鎮企業の改革は中国農村政策の重要課題の一つであり、そうした中で、株式合作制のあり方も中国政府において引き続き検討されることとなろう。今後とも、株式合作制の位置付け、制度化、企業形態等をめぐる動向に留意してまいりたい。